

Ⅲ. 1-1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル

<目次>

第1. マニュアルの主旨……………1
第2. マニュアルの概要……………1
第3. 撤去等の作業の事前準備としての作業環境対策と環境保全対策の実施……1
第4. 保護具の着用状況の管理……………2
第5. 撤去等の作業中における安全確保……………2
第6. 撤去等の作業中における作業環境測定の実施……………3

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R3.3.25	マニュアルの策定	第9回撤去検討会
R3.5.21	豊島専用棧橋の撤去に伴う内容の修正	第10回撤去検討会

Ⅲ.1-1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 作業従事者の安全確保マニュアルは、作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期すために行う作業環境対策について定めたものである。
2. 本マニュアルに定める安全を確保するために行う作業環境対策は、必要に応じて適宜見直すものとする。

[解説]

本マニュアルは、労働安全衛生法に基づき、施設の撤去等における作業場の状況に応じた適切な保護具や作業方法等を選定するなど、安全を確保するために行う作業環境対策を定めたものである。

第2 マニュアルの概要

施設の撤去等の実施にあたり、作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期すため、以下の項目について実施又は措置を講ずる。

1. 撤去等の作業の事前準備としての作業環境対策と環境保全対策の実施
2. 保護具の着用状況の管理
3. 撤去等の作業中における安全確保
4. 撤去等の作業中における作業環境測定の実施

[解説]

本マニュアルは、作業従事者の安全及び健康の確保のため、作業前及び作業中に実施する項目について記載する。

第3 撤去等の作業の事前準備としての作業環境対策と環境保全対策の実施

1. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
2. 工事の施工段階において、周辺環境に著しい影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。

[解説]

撤去等作業中の危険防止対策を十分に行うため、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努める。

撤去等作業に伴う粉じんの飛散を防止するため、散水その他必要な措置を講じ、周辺環境への影響が生じないように努める。

第4 保護具の着用状況の管理

1. 作業者は、必要と認められる場合には、適切な保護具を着用する。
2. 作業指揮者は、保護具の着用状況等を管理する。

[解説]

(1) 粉じん等の飛散が予想される作業場

必要と認められる場合には、防塵マスク、粉じん等の付着しにくい作業着等、適切な保護具を着用する。

(2) その他の作業場

高所作業を行う場合は、安全带等を着用する。酸素欠乏症を生じる恐れのある作業場では、空気呼吸器等を着用する。

(3) 海上での作業場

海上作業を行う場合は、救命胴衣を着用する。また、非常用として救命具（救命胴衣、救命ブイ）、ロープ等を適当な場所に備え、必要と認められる個所には、救命艇を配置する。

第5 撤去等の作業中における安全確保

1. 第三者災害を防止するため、撤去等作業区域内の作業従事者以外の立入を制限する。
2. 閉塞場所作業及び高所作業においては、必要な安全確保の対策を講じ、作業従事者の安全と健康を確保する。
3. 海上作業及び潜水作業においては、必要な安全確保の対策を講じ、作業従事者の安全と健康を確保する。

[解説]

(1) 作業従事者以外の立入制限

作業従事者以外が撤去等作業区域に立ち入らないよう、作業場周辺に、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、作業従事者及び第三者に対して区域を明確にするため、出入口付近に表示を行い、原則として作業従事者以外の立入を制限する。

(2) 閉塞場所作業

酸素欠乏症を生じるおそれのある作業場所では、作業前及び作業中に酸素濃度の測定を行い、安全を確認し、必要に応じて換気を行う。

作業指揮者は、非常時に備え、作業の状況を監視する。

(3) 高所作業における転落、落下物の防止

高所での作業では、作業床、手すり、親綱、安全带を着用し作業するとともに、工具についても必ず紐等で体に連結させ、万一の場合でも下方に落下させないようにする。

作業指揮者は、足場上から物を投げない、また落とさないよう指示、教育する。

(4) 海上作業

海上での作業では、気象、海象等の影響を受けるため、作業中止基準（風速、波浪、視界等）を設け作業を行う。

あらかじめ作業船の避難場所の選定など退避計画を作成し、荒天や津波の襲来が予想される場合は、作業船を一時退避させる。

作業船を使用する作業及び潜水作業時には、原則として専従の警戒要員を乗せた安全監視船（警戒船）を配置し、作業を行う。

(5) 潜水作業

潜水作業中は、同作業船上に所定の標識を掲げるほか、現場付近を示す標識を掲げ、専任の監視員を配置し、潜水作業者の動向を常に監視する。潜水作業を行うときは、潜水作業者が潜降及び浮上をするためのさがり綱を備え、潜水前に、潜水器具を点検し、危険又は健康障害の生ずるおそれがある場合は、修理その他必要な措置を講じる。

また、高気圧作業安全衛生規則等に基づき安全対策及び安全管理を行い、作業従事者の危険を防止するとともに、健康と安全を確保する。

(6) 周辺海域を利用する航行船舶に対する安全対策

周辺海域を利用する船舶の航行を妨げないよう安全対策を実施する。また、汚濁防止膜及び中央部に浮標灯を設置し、航行する船舶から汚濁防止膜の位置が把握できるように対策する。

作業船等を自航又は曳航により運航・回航するときは、当該作業船等の安全を確保するとともに付近の一般船舶又は漁業施設等に対する危険防止に留意する。

第6 撤去等の作業中における作業環境測定の実施

1. 実施時期及び回数

必要と認められる場合には、撤去等の作業中における作業環境測定を実施する。

2. 測定及び評価

作業環境評価基準に準じた測定及び評価を行い、適宜、作業内容の改善を行う。

[解説]

設備等の撤去等に伴う粉じんの飛散防止対策として、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等の対策の徹底を図る。

撤去等作業において、粉じんの発生が著しい場合は、必要に応じ「粉じん障害防止規則」に基づき粉じんの作業環境測定を実施し、粉じんの作業環境評価基準(0.9mg/m³)を超える場合は、作業を中断し、適宜、作業内容の改善を行う。